

## 【別紙資料 01】

(住建方針決裁 56.6.11)  
( " 58.5.10)  
(改正 平成 7.3.1)

### 県営住宅団地におけるガス供給について

県営住宅団地のガス供給については、次の事項に基づき決定する。

#### 1. ガス供給方式

##### (1) 一般ガス供給区域内の場合

- ア. 原則として、住宅建設（建替住宅を含む）に係るガス供給については、一般ガスとする。
- イ. 一般ガス供給区域内の特例  
本支管（導管）の工事負担金が生じる場合、または現に、L.P. ガス供給をしている場合は、L.P. ガス供給にするか一般ガス供給にするかその都度決裁を得るものとする。

##### (2) 一般ガス供給区域外の場合

- ア. 原則として、全体計画戸数が 70 戸以上の団地はガス事業法による L.P. ガス供給とする。ただし全体計画戸数が 70 戸未満の団地は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づき L.P. ガス供給とする。
- イ. 一般ガス供給区域外の特例
  - (ア) 区域外で実施計画時点に、住宅建設完了時までに一般ガス供給区域に編入されることが確実であると認められる場合は、一般ガス供給区域内の場合に準ずる。
  - (イ) 全体計画戸数が 100 戸以上の場合において、L.P. ガス供給設備が土地利用計画上設置困難である場合は、一般ガス供給とする。

#### 2. ガス供給事業者の選定

##### (1) 一般ガス供給区域内の場合

一般ガス供給、L.P. ガス供給

原則として経済産業大臣の許可を受けた事業者

##### (2) 一般ガス供給区域外の場合

L.P. ガス供給

原則として愛知県プロパン協会又は、当該団地が所在する、市町村内プロパンガス組合（支部）から液石法第 5 条（許可の基準）、ガス事業法第 37 条の 4 に適合する事業者の推薦を受け、その中から供給事業者を決定する。ただし、L.P. ガス事業者による供給が不可能の場合には、一般ガス事業者を L.P. ガス供給事業者として決定することができる。

#### 3. 工事施工区分

##### (1) ガスバーナ L.P. ガス供給設備（ポンベ置場）

県営住宅建設に関する公共施設及び公益的施設の整備に関する要綱・同取扱要領及び愛知県公有財産規則に基づき事業者に有償貸付けするものとする。また供給設備は事業者の負担とする。

##### (2) 本支管

導管のうち道路（一般に交通の用に供せられる場所をいい、公道、私道及び団地内道路を含む。）に埋設する管を本管または支管といい原則としてガス事業者の負担とする。

なお、私道（団地内道路を含む）に埋設するガス導管のうち、本支管とする場合の基準については、平成 6 年 7 月 13 日付けで(社)日本ガス協会が別添のとおり標準モデルを作成しているので、これに基づき、ガス事業者と協議すること。

##### (3) 住宅地内及び屋内配管

一般ガス事業及び簡易ガス事業においては供給規定による。その他は住宅地内内管（屋内配管も含む）は県負担とする。ただし、屋内ガスマーターは事業者負担とする。

#### 4. ガス供給契約書類

ガス供給契約に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (ア) 契約書（別添様式 1、2 参照）
- (イ) 推薦状
- (ウ) 組合名簿
- (エ) 協同組合または、会社定款（写し）

- (オ) 納税証明書（写し）
  - (カ) 技術者免許状（写し）
  - (キ) 災害補償保険証（写し）
- ただし、一般ガス供給の場合は不要とする。

(別添)

私道に埋設するガス導管の埋管基準  
(標準モデル)

[原則として本支管とする場合]

1. 当該私道が公道に移管されることが明らかである場合
  2. 当該私道が以下の条件を満たす場合
    - (1) 不特定多数の人及び車両の通行が可能であること。
    - (2) 本支管の新設・変更工事が可能な構造・幅員を有すること。
    - (3) 本支管新設時の道路形態（構造・幅員を含む）が長期にわたって確保されるものであること。
    - (4) 本支管がガス事業者の所有となり、敷設後も事業者の判断で延伸・増径・入れ取替え等の変更や修繕が可能であることを、私道所有者に承諾していただけること（掘削、占用、再掘削を承諾して頂けること）
- \* 上記1、2を基準としつつ疑義のある場合は所有者との個別協議で本支管埋設の可否を決定する。

以上

(別添様式1)

## 契約書

愛知県(以下「甲」という。)と組合(以下「乙」という。)及び、乙に推薦された(以下「丙」という。)は、市町地内に建設される県営住宅(以下「団地」という。)に液化石油ガス(以下「LPG」という。)を供給するために必要な設備及び維持管理等について、次のとおり契約を締結する。

### (LPGの供給)

第1条 乙は、団地のLPGの安定供給を図るため、丙(原文「乙」と表示。間違いと思われる。)を指導及び助言するものとする。

2. 丙は、乙の指導及び助言を受け団地のLPG供給を責任をもって行うものとする。

### (LPG設備の施工)

第2条 丙は、団地内の住宅にLPGを供給するために必要な貯蔵施設、気化装置、調整器、及び次条に定める土地内の供給管並びにガスマーテー(以下「LPG設備」という。)を施工するものとする。

2. 前項の施工に要する費用は、丙の負担とする。

### (土地の使用)

第3条 前条に定めるLPG設備を設置するため必要となる丙が使用する土地については、愛知県公有財産規則に定めるところによるものとする。

### (維持管理及び保安点検)

第4条 乙及び丙は、関係法令に従い施設の維持管理及び保安点検を適確に行い、災害事故の発生を未然に防止するよう万全を期するものとする。

### (LPG設備の撤去)

第5条 丙はLPG設備を撤去する場合には、その敷地を原状に復して返還するものとする。

2. 前項の復元処置に要する費用は、丙の負担とする。

### (その他)

第6条 この契約書に定めのない事項については、甲・乙・丙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書3通を作成し、甲・乙・丙それぞれ1通を保管する。

年　月　日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県  
代表者　愛知県知事

乙

丙

契約書

愛知県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、 市 町地内に建設する県営 住宅(以下「団地」という。)におけるガス供給を、ガス事業法第2条第3項に規定する簡易ガス事業として行うことについて、次のとおり契約を締結する。

(液化石油ガス設備の施工)

第1条 乙は、団地内に建設される甲の住宅に液化石油ガス(以下「LPG」という。)を供給することを条件として、そのために必要なLPG集合装置、ボンベ置場の上屋等(以下「特定ガス工作物」という。)並びにガスマーター及び次条に定める土地内の供給管を施工する。

2. 前項の施工に要する費用は、乙の負担とする。

(土地の使用)

第2条 乙が特定ガス工作物を設置するためには、愛知県公有財産規則に定めるところによる。

(法手続)

第3条 乙は、ガス事業法により簡易ガス事業として許可申請するとともに、供給規定の認可申請及び、保安規定の届出等、事業に必要な手続を行うものとする。

(使用料金)

第4条 乙が甲の団地内に入居する使用者から徴収するLPGの使用料金は、供給規定により許可された料金表によるものとする。許可された供給規定は、使用者に公示するとともに甲に連絡するものとし、変更された場合も同様とする。

(安全管理)

第5条 乙は、供給規定及び保安規定等を遵守し、使用者に対してLPGを安全かつ円滑に供給するものとする。

(保守管理)

第6条 乙は、ガス工作物の保守管理を適確に行い、災害事故の発生を未然に防止するよう万全を期するものとする。

(保安の責任)

第7条 乙は、法令の定めるところにより、供給施設について保安の責任を負うものとする。ただし、使用者が乙の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けた場合は、この限りではない。

(特定ガス工作物の撤去)

第8条 乙は特定ガス工作物を撤去する場合は、その敷地を原状に復して返還するものとする。

2. 前項の復元処置に要する費用は、乙の負担とする。

(その他)

第9条 この契約書に定めのない事項については、ガス事業法の規定に準拠して甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県  
代表者 愛知県知事

乙